

つながるKOTOの つながるタワーバーティカル 皆さんの声を聴かせてください

11/19(日)

江東区をより住みやすいまちにするため、区民の皆さんの考えや思いを区長が直接伺いします。今回は区長が豊洲地区へ足を運びます。(もつとよくなる江東区)の実現に向け、「こどもまんなか江東区」「クリーンで開かれた江東区政」「つくろう、まちのデザイン」「広げよう、KOTOブランドイング」「健康都市江東区」につながる、世代を超えての6つのテーマについて、ぜひ皆さんの声を聴かせてください。当日はテーマ別に分かれてグループワーク(意見交換)を行います。

時 11月19日(日) 午後2時～4時(開場:午後1時半)
場 ①豊洲文化センターギャラリー(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター1階) ②オンライン(Zoom)
区内在住・在勤・在学の方

①30人②オンライン5人(申込順) 費 無料 保 満1歳6か月未満児童3人程度(11月1日(水)までに要予約)
申 10月26日(木)午前9時から区ホームページまたは電話で広報広聴課広聴相談係(オンライン参加希望の方は区ホームページからのみ)
☎(3647)2364
FAX(3647)9635



区ホームページ

※応募者多数の場合、複数回の参加についてご遠慮いただくことがあります。
※本事業について、区ホームページ、ケーブルテレビ、YouTube等に後日掲載する場合があります。あらかじめ了承のうえ、ご参加ください。

ベランダ緑化キャンペーン

11/25(土)

今回はガーデンシクラメンの寄せ植えを作ります。寄せ植えを飾って、部屋も気分も華やかに演出しませんか。冬に室内で楽しむ植物についても話します。暖かくなったら、ベランダに置いて楽しみましょう。

時 11月25日(土) 午後1時半～3時
場 区役所7階74会議室

区内在住の方20人程度(抽選。結果は11月8日(水)までに当落に関わらずはがきまたはメールで連絡。申込者多数の場合、7月15日、8月19日に実施したベランダ緑化交流会およびキャンペーンに参加された方は対象外) 費 無料
内 ミニワークショップ、植物の性質や管理方法など

住民税非課税世帯の方へ 妊娠判定のための初回産科受診料を助成

妊娠判定のために支払った初回産科受診料について、1万円を上限に助成します。

次の要件をすべて満たす方
住民税非課税世帯(生活保護受給者含む)または課税世帯であるが、住民税非課税世帯と同等の所得水準にあると認められる方
令和5年4月1日以降に国内医療機関で受診し、受診日時点で区に住民登録がある方
区でゆりかご(妊婦)面接を受けた方
世帯の課税状況の確認に同意いただける方
必要に応じて、妊婦健診の未受診・家庭の状況等、支援に必要な情報を医療機関等と区が共有することに同意いただける方

申請に必要な物
母子健康手帳(交付済みの方)
妊娠判定時の領収書および検査項目がわかる明細書の写し
朱肉を使う印鑑(スタンプ印不可)
預金通帳等、振込口座がわかるもの

申請開始日 11月1日(水)
申請に必要な物を持参し、各保健相談所、保健所の窓口で
城東保健相談所(大島3-1-3)
☎(3637)6521
FAX(3637)6651
深川保健相談所(白河3-4-3-301)
☎(3641)1181
FAX(3641)5557
深川南部保健相談所(枝川1-8-15-102)
☎(5632)2291
FAX(5632)2295
城東南部保健相談所(南砂4-3-10)
☎(5606)5001
FAX(5606)5006
保健所保健予防課保健係(東陽2-1-1)
☎(3647)5906
FAX(3615)7171

丸山美夏(ガーデンナー)
10月31日(火)必着
区ホームページ、または往復はがきに①催しもの名②氏名(ふりがな)③住所④電話番号⑤年齢を記入し、〒135-8383区役所管理課CIG推進係へ
☎(3647)2079
FAX(3647)8454

特別徴収が始まる方へ(年金からの差し引き) 介護保険料の変更通知書を送付

特別徴収(年金からの差し引き)が12月から始まる方へ変更通知書を送付しました。

11月期までは普通徴収(納付書等での支払い)で納めていた方、12月以降は特別徴収に変更となります。

特別徴収の方法は
介護保険は皆さんの納める保険料で支えられています。納付方法は「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、介護保険法で定められているため、本人の希望で選ぶことはできません。

「特別徴収」
年金からの差し引きで納める方法です。年齢・退職年金および遺族年金等を年額18万円以上受給されている方は、この方法になります。

「普通徴収」
65歳になったばかりの方、他の区市町村から転入されたばかりの方、または特別徴収の対象にならない方が、口座振替や納付書で納める方法です。

保険料の支払いが困難な方はご相談を
保険料を滞納していると、滞納期間に応じて、介護サービス

特別徴収
年金からの差し引きで納める方法です。年齢・退職年金および遺族年金等を年額18万円以上受給されている方は、この方法になります。

特別徴収
65歳になったばかりの方、他の区市町村から転入されたばかりの方、または特別徴収の対象にならない方が、口座振替や納付書で納める方法です。

介護保険は皆さんの納める保険料で支えられています。納付方法は「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、介護保険法で定められているため、本人の希望で選ぶことはできません。

意思疎通支援者派遣事業を開始

区では、区内在住の失語症の方の社会生活を支援するため、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を開始します。

派遣内容
失語症者の方の買い物や通院等における、外出先での意思疎通

派遣方法
11月1日(水)から、受付を開始します。登録申請書を提出後、登録のための面談案内等を行います。

派遣の利用方法
登録完了後、派遣を利用する際は、それぞれの派遣申請書を、利用希望日の3週間前までに、ご提出ください。派遣申請書受領後、派遣利用のための面談案内等を行います。

費用
※派遣場所からの意思疎通支援に係る交通費・入場料等は、利用者または利用団体の負担
申 11月1日(水)から区ホームページに掲載する申請書類に必要事項を記入し、〒135-8383区役所障害者施策課推進係へ郵送・ファクス・窓口で
☎(3647)4749
FAX(3699)0329

個人向け派遣
失語症の方の買い物や通院等における、外出先での意思疎通

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を開始します。

失語症の方の買い物や通院等における、外出先での意思疎通

失語症の方の買い物や通院等における、外出先での意思疎通

を利用する際に自己負担が引き上げられるなどの措置がとられ、サービス利用料の負担増となる場合もあります。
納付が困難な方は減免や分割による納付方法もありますので、早めにご相談ください。

徴収嘱託員・コールセンターからのお知らせ
徴収嘱託員が保険料未納世帯を直接訪問します(嘱託員は身分証を携帯しています)。外出が困難で訪問を希望される方は、介護保険課までご連絡ください。また、保険料の納め忘れ防止のため、コールセンターから電話による未納のお知らせも行っていきます。

介護保険課資格係
☎(3647)9493
FAX(3647)9466

なお、個人向けの派遣については、まずは意思疎通支援者による支援を体験してもらうため、初回派遣利用申請前に失語症カフェ等の団体活動への参加をご案内します。
※いずれも 費 無料
※派遣場所からの意思疎通支援に係る交通費・入場料等は、利用者または利用団体の負担
申 11月1日(水)から区ホームページに掲載する申請書類に必要事項を記入し、〒135-8383区役所障害者施策課推進係へ郵送・ファクス・窓口で
☎(3647)4749
FAX(3699)0329

11/1(水)から
対象店舗を拡大します!

11/1(水)から
対象店舗を拡大します!

11/1(水)から
対象店舗を拡大します!

11/1(水)から
対象店舗を拡大します!

11/1(水)から
対象店舗を拡大します!

11/1(水)から
対象店舗を拡大します!

